

静岡県後期高齢者医療広域連合ウェブサイト再構築等業務委託仕様書

1. 事業概要

(1) 業務名

静岡県後期高齢者医療広域連合ウェブサイト再構築等業務委託

(2) 履行期間

令和6年7月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

構築：令和6年7月1日(月)から令和6年12月27日(金)まで

運用・保守：令和7年1月6日(月)から令和7年3月31日(月)まで

※リニューアル公開予定日は令和7年1月6日(月)とする。

※令和7年4月1日(火)以降は、別途、本業務受託者と保守・運用支援業務の随意契約を締結する。

(3) 業務の目的

静岡県後期高齢者医療広域連合(以下、「発注者」という。)では、発足時にウェブサイトを構築して以降、職員が更新・管理を実施してきた。しかし、長年の情報が蓄積されコンテンツの整理ができていないことに加え、スマートフォンやタブレットの普及といった環境の変化への対応が遅れるなど、ユーザーが情報を得にくいことが課題となっている。

さらに、後期高齢者医療保険の被保険者は年々増加しており、対象とする資格者には加齢や障がいに伴う問題を抱える方も多い。そのため、どのような特性を持つユーザーにも情報が得やすいウェブサイトの再構築を目的とする。

(4) 基本方針

ア あらゆるユーザーが目的の情報をスムーズに取得、理解できること。

(ア) ユーザビリティの向上

(イ) ウェブアクセシビリティの確保

機能追加ではなく、コンテンツの改善を重視する。

イ Contents Management System (以下 CMS) の導入

(ア) 発注者から情報を効果的に発信できるウェブサイトであること。

(イ) 専門知識を必要とせず、職員が簡単に情報を掲載でき、かつ均一な完成度となるウェブサイトであること。

2. 業務内容

(1) 業務範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。下記作業以外にもウェブサイト構築に伴い必要と思われる作業は発注者と協議を行い適切に対応すること。

ア 新ウェブサイトの構造設計の構築

- ・想定するユーザーのうち、被保険者からの使いやすさを重視した構成とすること。
 - ・構造設計案を別紙に示すため、参考にする事。
- イ 新ウェブサイトのデザイン制作、テンプレートの設計及び作成
- ・トップページのデザイン案及び中ページ・詳細ページのデザイン案を作成し構築すること。
 - ・作成したデザインに基づき、コンテンツ作成・編集等を行うためのテンプレート設計、開発を行うこと。業務用途に応じた複数のテンプレートを作成すること。
 - ・テンプレート開発においては、JIS X 8341-3:2016 レベル「AA」に準拠するとともに、「Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.2」のレベル A 及び AA の基準をすべて満たすこと。
- ウ システム・サーバ環境の構築及び設定
- ・ 4 (2)、(3) を参照。
- エ 新ウェブサイトへのコンテンツ移行及び作成
- ・ 5 (6)、(7) を前提とし、現行ウェブサイトから移行するもの、新たに作成・再編するものについて発注者と協議し作成すること。移行対象とするコンテンツは、2 (2) の範囲とするが、移行の際、ページの追加又は削除をする場合がある。
- オ 稼働テスト
- カ 操作・運用マニュアルの提供
- ・発注者のウェブサイト運用方法に則った CMS の操作方法について、「運用及び操作マニュアル」を作成すること。
- キ 職員操作研修
- ・公開前に実施すること。内容はシステム概要、操作方法、その他操作・運用に資する説明事項を必須とする。1回、6名程度の参加を想定。現地・リモート・研修施設いずれの方法も可能。ただし、現地もしくはリモートで集合研修を実施する場合、操作用の PC は参加者共通で1台のみとなることに留意すること。
 - ・研修で使用するサービス環境や説明資料の準備費用は、受託者が負担すること。
- ク 運用・保守
- ・ 6 を参照。

(2) 構築範囲

本業務の対象は次のドメインに含まれるウェブサイトとする。

<https://www.shizuoka-ki.jp/>

リニューアル後も現在と同じドメインを使用すること。

(参考) 現ウェブサイト ページ : 80 ページ程度 うち図 (イラスト) 15 程度

PDF : 350 程度

Word : 30 程度

Excel : 10 程度

3. システムの基本要件

(1) 使用するソフトウェア及びブラウザ

利用者のパソコン機種、OS、ブラウザ、通信回線等の利用環境に依存することなく、ウェブサイトを開覧できるようにすること。

ア Windows、MacOS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアにて閲覧が可能であること。

イ ブラウザは MicrosoftEdge 最新版、Safari 最新版、Chrome 最新版、Firefox 最新版で問題なく閲覧できること。

(2) データセンター

ア 業者の用意するサーバを IDC（インターネット・データ・センタ）方式として活用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とすること。現在のウェブサイトにおけるサーバは下記のとおり。原則ウェブサイトのみサーバ移管を実施する。

NTT コミュニケーションズ株式会社 OCN for business
Biz メール&ウェブビジネス

イ IDC方式にて管理するサーバについては、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとし、概要等については、別途受託者が示すものとする。

(3) セキュリティ対策

ア 適切なパッチの適用及びバージョンアップ等によりシステムのセキュリティを確保すること。

イ データについて外部からの情報漏洩、改ざん、消去等を防ぐための措置を講ずること。

ウ ウイルス対策を実施すること。

エ 定期的なバックアップを実施すること。

オ SSL 等の暗号化通信に対応させること。

4. CMS 機能要件

(1) 前提条件

ア クラウド型の CMS、または標準的にクラウドサービス上で稼働させる CMS であること。

イ レスポンシブウェブデザインとすること。特にスマートフォンからの画面視認性を優先とする。

ウ ユーザーが使用する支援技術（画面拡大ソフト、スクリーンリーダー等）が問題なく機能すること。

(2) 管理機能

ア ログイン認証機能を有すること。

イ 更新内容について、作成者以外の職員が内容確認した後に、公開を可能とする仕組みにできること。

(担当者が作成、担当室の責任者が内容確認し、その後ウェブサイト担当が公開する想定としている。)

(3) コンテンツ作成 (広域連合において更新できる部分)

ア 作成したコンテンツ公開前に、公開時と同じ状況のプレビューで作成画面の確認ができること。

イ コンテンツの公開日時の予約設定が可能であること。

ウ テンプレートを利用したページ作成が可能であること。

エ コンテンツ作成にあたり、コピー&ペースト等の軽易な作業により編集が可能であること。

オ 文字のサイズ、太さ、色等の設定の変更が可能であること。

カ 各種添付ファイル (Word、Excel、PDF、画像等) をブラウザ上からアップデートできること。

キ 画像のリサイズが可能であること。

5. アクセシビリティ対応

(1) 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア・サービス—第3部：ウェブコンテンツ」のレベル「AA」に準拠すること。ただし、現行データの仕様等の理由で、一部コンテンツを除外する場合がある。

本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016年3月版」で定められた表記による。

(2) 達成基準

レベル A 及び AA の達成基準

(3) 追加事項

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠することに加え、WCAG2.2 のレベル A 及び AA の基準をすべて満たすこと。

(4) 対象範囲

<https://www.shizuoka-ki.jp/>以下のすべてのウェブページ
ただし、ページ内の PDF、Word、Excel データを除く。

(5) 技術

依存するウェブコンテンツ技術

・HTML5、CSS3 及び JavaScript1.8.5

依存しないが使用するウェブコンテンツ技術

・PDF

(6) 本業務で作成するデザインのアクセシビリティ確保

本業務において作成する HTML・CSS・画像ファイル等について、5.(1)から(5)を満たすように受託者が作成する。作成後に検証を実施し、問題がないことを確認した上で、発注者に提示する。

(7) 既存コンテンツのアクセシビリティ改善

すべてのページについて、単純に新たなデザインに移し替えるのではなく、5.(1)から(5)を満たすように受託者が改善する。なお、改善のために発注者の判断が必要となる事項については、その箇所と確認すべき事項を受託者が洗い出し発注者の判断を確認の上で、受託者が反映作業を行う。改善作業後に検証を実施し、問題がないことを確認した上で、発注者に提示する。

改善内容の例：

- ・代替テキストが付与されていない画像、代替テキストが不適切な画像に、適切な代替テキストを指定する。
- ・見出し要素、箇条書き要素を付与する。
- ・表組に適切なマークアップを行う。
- ・コントラスト比が不十分な図、イラスト等を作成し直す。
- ・不適切な HTML・CSS のコーディングを是正する。

6. 品質検証

(1) 受託者による検証

作成するデザイン、HTML 雛形、移行コンテンツ等について、発注者に提示する前に、以下の観点で受託者により十分に検証を実施し、問題がないことを確認する。検証はすべてのページを対象とする。

- ・パソコン、スマートフォンで表示崩れがない
- ・移行コンテンツに過不足がない
- ・リンク切れが発生していない
- ・アクセシビリティについて5(1)から(7)の要件を満たす

(2) 発注者による確認

受託者から提示される HTML 雛形、移行コンテンツ等について、発注者が本仕様書に基づき確認を行う。問題が検出された場合、問題が解消するまで修正を行うこと。

なお、本事業の構築過程、リニューアル公開後のコンテンツに対し、別途契約する事業者によるウェブアクセシビリティの検証を予定している。問題が検出された場合、問題が解消するまで修正を行うこと。

7. 運用・保守業務

- (1) システムの安定的運用をはかるため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行い、パッチ適用、バージョンアップ、稼働監視等の対応により障害の早期発見・予防に努めること。
- (2) 異常・障害が判明した際は、すみやかな問題解決を図り、広域連合へ報告すること。
- (3) 軽微なパッチ適用、バージョンアップ、軽微なデザインの追加・修正・変更は、あらかじめ保守運用費用に含め、運用・保守の中で対応すること。

8. 納品

(1) 納品物

本業務完了後、履行期限までにオを除き下記の文書データを CD-R 又は DVD-ROM の電子媒体 1 枚にまとめて保存のうえ、納品すること。

- ア サイトマップ
- イ ウェブサイト構造設計書
- ウ デザイン設計書
- エ 運用マニュアル
- オ 業務完了届（印刷物）

(2) 納入場所及び納入期限

成果物の納入場所は静岡県後期高齢者医療広域連合事務局とする。納入期限は令和 6 年 12 月 27 日までとし、詳細については別途、委託者と受託者で協議して定める。

9. 契約不適合責任の期間

成果物の納入後、検査完了日より 1 年間とする。

10. 著作権等に関すること

本業務によって作成した成果物及び納品物の著作権は広域連合に提出した時をもって受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、無償で広域連合に譲渡するものとする。また、受託者は発注者に対し、本件成果物及び納品物に関する著作人格権を一切行使しないものとする。

11. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 管理業務

受託者は、本委託業務の実施上発生した事故に関する損害については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が広域連合の責めに帰する理由による場合においてはこの限りではない。

(2) 業務実施体制等

ア 受託者は、受託業務を適切に遂行できるための業務運営体制を確保すること。

イ 受託者は、委託期間を通じて、当連合当事者と緊密な連携、調整を図り、業務遂行がスムーズに行われるよう配慮すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本委託業務において知りえた情報を厳重に管理し、関係者以外に漏らしてはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、本仕様で定めた契約期間が終了した後であっても同様とする。

受託者の雇用者が、異動、退職等により本委託業務を離れる場合についても、受託者は、その者に対し取得情報を秘匿させなければならない。また、再委託先においても受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

(4) 立ち入り検査等

発注者は事業執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所に立ち入り、関係帳簿、その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問を行うことができる。

12. 再委託

本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を発注者へ提示し、協議、了承を得ること。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを解決すること。

13. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取り消しができる。そのために、発注者に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に調整が整わない場合、それぞれ、事由に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力すると

ともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

14. その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。